

賃上げ応援奨励金FAQ

給付対象者に関すること	
Q1	対象者となる事業者の範囲を教えてください。
Q2	本店が町外にあり、営業所は町内にある場合は対象者となりますか。
Q3	創業間もない法人（個人事業主）は対象者となりますか。
給付対象の従業員に関すること	
Q4	給付対象となる従業員の要件を教えてください。
Q5	申請時点で、既に退職している者は対象となりますか。
Q6	外国人労働者（特定技能・技能実習生など）は対象となりますか。
Q7	奨励金給付対象の従業員以外の従業員の賃金も引き上げる必要がありますか。
対象賃金・賃上げ率に関すること	
Q8	比較する基本給の考え方を教えてください。
Q9	基本給の賃上げ率の計算には、定期昇給も含まれますか。
Q10	「非正規従業員」から「正規従業員」への転換で賃上げ率を満たした場合、対象となりますか。
Q11	対象期間内に複数回の賃上げを行うことで賃上げ率を満たした場合は対象となりますか。
Q12	新規創業のため、令和6年12月に支給した基本給がない場合は対象となりますか。
申請に関すること	
Q13	提出する書類に押印は必要ですか。
Q14	給付申請から振込みまでにどれくらいの時間がかかりますか。
Q15	申請事業者の名称と雇用契約書に記載の事業者の名称が異なっても問題ないですか。
Q16	従業員の氏名の変更により、算定書と雇用契約書の氏名が異なっても問題ないですか。
Q17	国の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」との併給は可能ですか。
Q18	奨励金を受け取り後、賃金を引き下げることとなった場合、返還等の義務が発生しますか。

給付対象者に関すること

Q 1 対象者となる事業者の範囲を教えてください。

次のいずれかに該当する事業者が対象です。

- ・ 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第1項に規定する中小企業者
- ・ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号の公益法人等または同条第7号の協同組合等
- ・ 医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人以外の医療法人
- ・ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人（法人税法第2条第7号の協同組合等に該当するものを除く。）

【想定される主な給付対象者】

株式会社、個人事業主、一般社団法人（非営利型法人）、医療法人、学校法人、社会福祉法人、公益法人、農業法人、漁業協同組合

なお、上記事業者に該当する場合であっても、対象要件を満たさなかったり、対象外要件に該当したりする場合は、対象外となります。詳しくは町 HP にて御確認ください。

Q 2 本店が町外にあり、営業所は町内にある中小企業は対象者となりますか。

対象となりません。町内に本店を有する中小企業が対象です。

Q 3 創業間もない法人（個人事業主）は対象者となりますか。

創業後に支給している基本給から、更に賃金を引き上げた実績があれば対象となります。

給付対象の従業員に関すること

Q 4 給付対象となる従業員の要件を教えてください。

給付対象となる法人や個人事業主に雇用されている正規従業員で、次ページの賃上げ対象期間に定められた率以上に賃上げをしたものが対象となります。

【正規従業員】

- ・ 雇用期間の定めがない労働契約により雇用された従業員で、常時使用するもの
 - ・ 雇用保険に加入している者
 - ・ 支給されている賃金が支給日時点における最低賃金を上回っていること。
 - ・ 支給されている手当を合理的な理由なく減額されていないこと。
- 基本給の賃上げは実施したものの総支給額が変わらないような場合は、対象外となります。

【賃上げ対象期間】

令和7年1月1日から同年12月31日までの間に、賃上げ後の最初の賃金支給日が属していることが要件です。

【賃上げ率】

基本給が2.5%以上引き上げられていることが要件です。

Q 5	申請時点で、既に退職している者は対象となりますか。
-----	---------------------------

対象となりません。

Q 6	外国人労働者（特定技能・技能実習生など）は対象となりますか。
-----	--------------------------------

要件に該当すれば、対象となります。

Q 7	奨励金給付対象の従業員以外の従業員の賃金も引き上げる必要がありますか。
-----	-------------------------------------

奨励金を申請する従業員以外の賃金引上げ状況について、書類等を提出する必要はありませんが、同様の労働条件の従業員は同様の賃金引上げが行われるものと想定しています。

なお、中小企業者等又は青色申告書を提出する常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主が、前年度より給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる「中小企業向け賃上げ促進税制」がございしますので、こちらもご活用ください。

【中小企業庁 HP：中小企業向け「賃上げ促進税制」】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

対象賃金・賃上げ率に関すること

Q 8 比較する基本給の考え方を教えてください。

実際に支払われる賃金から次の手当等を除いたものとなります。

- ・ 賞与など、1 か月を超える期間ごとに支払われるもの
- ・ 通勤手当、扶養手当、役職手当など
- ・ 時間外勤務手当（固定残業代含む。）、休日出勤手当、深夜勤務手当など
- ・ 出産祝い金など、臨時的に支払われるもの

Q 9 基本給の賃上げ率の計算には、定期昇給も含まれますか。

定期昇給も含まれます。

Q10 「非正規従業員」から「正規従業員」への転換で賃上げ率を満たした場合、対象となりますか。

対象となりません。従業員の雇用形態が変更されるものであり、賃上げではないため対象外です。

国の「キャリアアップ助成金（正社員化コース）」をご活用ください。

【厚生労働省 HP：キャリアアップ助成金】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

Q11 対象期間内に複数回の賃上げを行うことで賃上げ率を満たした場合は対象となりますか。

対象となります。複数回の賃上げを行った賃金台帳の写しを添付してください。

Q12 新規創業のため、令和6年12月に支給した基本給がない場合は対象となりますか。

新規創業により令和6年12月に支給した基本給がない場合は、賃金引上げ月の前月と比較し、2.5パーセント以上の賃上げを行っていれば対象となります。

申請に関すること

Q13 提出する書類に押印は必要ですか。

- ・ 申請書兼請求書（様式第1号）と賃上げ率算定書（様式第2号）は押印不要ですが、町税等の納付状況確認同意書（様式第3号）と誓約書（様式第4号）には代表者印の押印又は署名が必要です（メール申請の場合は、原本のスクリーンデータをPDFにして提出してください）。
- ・ 雇用契約書は、法人側と従業員側の、双方の署名又は記名押印のある原本の写しを添付してください（メール申請の場合は、原本のスクリーンデータをPDFにして提出してください）。
- ・ 労働条件通知書、賃金台帳は、押印がなくても構いませんが、原本の写しを添付してください（メール申請の場合は、原本のスクリーンデータをPDFにして提出してください）。

Q14 給付申請から振込みまでにどれくらいの時間がかかりますか。

申請書類が全て整ってから、約3週間～1か月程度かかります。

Q15 申請事業者の名称と雇用契約書に記載の事業者の名称が異なっても問題ないですか。

（例）

- ・ 雇用契約書の社名が、旧社名のままで、更新できていない。
- ・ 雇用契約書には、勤務場所である支店名が記載されているが、申請は本店がまとめて申請するため、名称が異なっている。

社名変更等や本店、支店の確認のため、証拠書類として履歴事項全部証明書などの追加書類を提出いただくことになります。上記のような事情がある場合は、直近の法人税の確定申告書の写しではなく、履歴事項全部証明書を添付してください。

Q16 従業員の氏名の変更により、算定書と雇用契約書の氏名が異なっても問題ないですか。

申請は可能です。氏名の変更が確認できる資料の提出をお願いします。

Q17	国の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」との併給は可能ですか。
-----	-------------------------------------

両制度とも併給可能です。

Q18	奨励金を受け取り後、賃金を引き下げることとなった場合、返還等の義務が発生しますか。
-----	---

従業員への持続的な賃金引上げを支援することを目的とした奨励金のため、交付後に賃金を引き下げることとは想定していません。

なお、虚偽やその他不正な申請により奨励金の交付を受けたことなどが確認され、町が不適切認めたときは、当該奨励金に係る交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金の返還を命じることがあります。